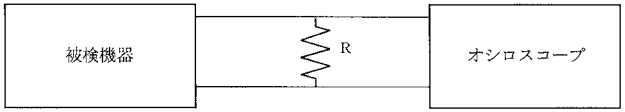
(2)　ＰＢ信号の場合
ア　周波数測定器による測定の場合
(ｱ)　電流供給回路の極性を設定する。
(ｲ)　被検機器をメーク状態にして直流電流値を20mAから120mAまでの任意の値に設定する。
(ｳ)　被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応したＰＢ信号を送出する。
(ｴ)　送出されたＰＢ信号を周波数カウンタにより測定し、正しく送出されていることを確認する。
イ　ＦＦＴアナライザによる測定の場合
(ｱ)　電流供給回路の極性を設定する。
(ｲ)　被検機器をメーク状態にして直流電流値を20mAから120mAまでの任意の値に設定する。
(ｳ)　被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応したＰＢ信号を送出する。
(ｴ)　送出されたＰＢ信号を、ＦＦＴアナライザにより高群・低群の各周波数を測定し、正しく送出されていることを確認する。

別表第１号第七項一中「アナログ端末」を「アナログ専用回線に接続される専用通信回線設備等端末」に改め、同項二から16まで中「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項17中「100Base－ＦＸ」を「100ＢＡＳＥ－ＦＸ」に、「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項18中「1000Base－ＳＸ」を「1000ＢＡＳＥ－ＳＸ」に、「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項19中「1000Base－ＬＸ」を「1000ＢＡＳＥ－ＬＸ」に、「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項20から25まで中「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項26中「10Base－Ｔ」を「10ＢＡＳＥ－Ｔ」に、「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項27中「100Base－ＴＸ」を「100ＢＡＳＥ－ＴＸ」に、「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項31を同項32とし、同項30中「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項30を同項31とし、同項29中「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項29を同項30とし、同項28中「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に改め、同項28を同項29とし、同項27の次に次のように加える。

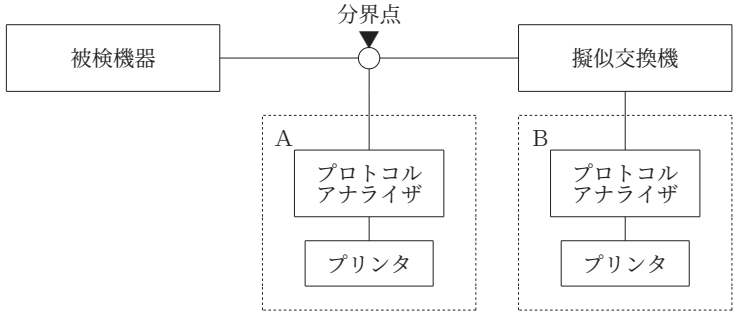
28　ＩＳＯ標準8802－３　Section40（1000ＢＡＳＥ－Ｔ）インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧
(一)　測定用機器は、次のとおりとする。
(1)　オシロスコープ
(2)　負荷抵抗　Ｒ＝100Ω
(二)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三)　測定手順は、負荷抵抗の両端に発生する電圧値をオシロスコープで測定する。

別表第１号中第七項を第八項とし、同表第六項中５を６とし、４を５とし、同項３の次に次のように加える。

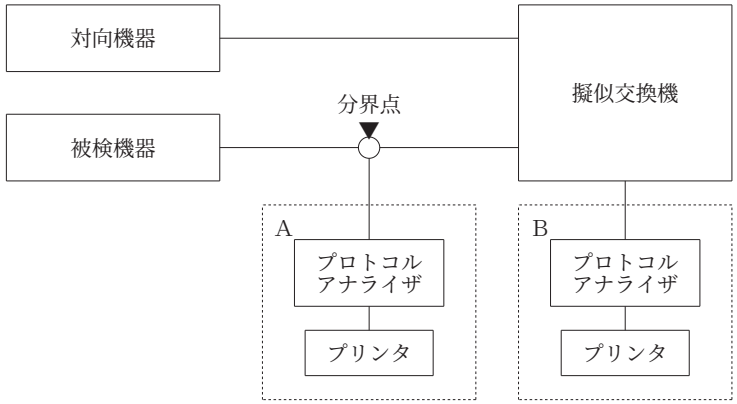
4　緊急通報機能
(一)　測定用機器は、次のとおりとする。
(1)　被検機器の有するインタフェースと直接接続し、動作可能な擬似交換機
(2)　プロトコルアナライザ（総合デジタル端末の送受信信号を伝送路上で確認できるもの、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できるもの）
(3)　プリンタ
(二)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注　分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での測定によること。
(三)　測定手順は、次のとおりとする。
(1)　被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼設定メッセージを発信する。
(2)　呼設定メッセージに含まれる電気通信番号が正しく送出されていることをプロトコルアナライザにより確認する。

別表第１号中第六項を第七項とし、同表第五項の次に次の１項を加える。

六　インターネットプロトコル電話端末設備
1　呼の設定、切断等を行うためのメッセージの送出
(一)　測定用機器は、次のとおりとする。
(1)　擬似交換機
(2)　プロトコルアナライザ（インターネットプロトコル電話端末の送受信信号を伝送路上で確認できるもの、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できるもの）
(3)　プリンタ
(4)　被検機器と同一の機器又は既適合機器（(二)の測定回路ブロック図中「対向機器」とする。）
(二)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注　分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での測定によること。